

臨時・非常勤職員の休暇等について

1 基本的な考え方

- 一般職の職員の勤務時間その他の勤務条件（給与を除く）
 - 国及び他の地方公共団体の職員との間の権衡を考慮【地公法 24 条 5 項】
- 非常勤職員の勤務時間、休暇等
 - その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める【勤務時間条例(案) 20 条】

2 労働基準法上の休暇等（地方公共団体の臨時・非常勤職員にも適用）

<有給の休暇>

- ・ 年次有給休暇【39 条】
 - 6 か月間継続勤務し、8 割以上出勤した労働者に対して、所定労働日数に応じた日数を付与

<有給又は無給の休暇等>

- ・ 公民権行使の保障【7 条】
 - 選挙権又は公民としての権利の行使、公の職務のため請求した場合
- ・ 産前・産後休業【65 条】
 - 産前 6 週間（多胎妊娠は 1 4 週間）以内の女性が請求した場合及び産後 8 週間
- ・ 育児時間【67 条】
 - 生後満 1 年に達しない子を育てる女性に対し、1 日 2 回、各々少なくとも 30 分
- ・ 生理休暇【68 条】
 - 生理日の就業が著しく困難な女性が請求した場合

3 国の非常勤職員に係る規定

- 常勤を要しない職員の勤務時間及び休暇に関する事項
 - その職務の性質等を考慮して人事院規則で定める【勤務時間法 23 条】

○ 非常勤職員の勤務時間及び休暇【人事院規則 15-15】

<有給の休暇【規則 3 条、4 条 1 項各号】>

- ・ 年次休暇
6 か月間継続勤務し、8 割以上出勤した出勤した職員に対し、勤務日数に応じた日数を付与
- ・ 公民権行使の場合
必要と認められる期間
- ・ 裁判員、証人等として出頭する場合
必要と認められる期間
- ・ 災害等による出勤困難の場合
出勤が著しく困難となった日から連続 3 日以内
- ・ 災害時の退勤途上危険回避の場合
必要と認められる期間
- ・ 親族が死亡した場合
常勤職員の例による。勤務日数・期間により対象者を限定。

<無給の休暇【規則 4 条 2 項各号】>

- ・ 産前・産後の場合
産前 6 週間以内の女性が申し出た場合、産後 8 週間
- ・ 保育時間
生後満 1 年に達しない子を育てる非常勤職員に対し、1 日 2 回、各 30 分以内。男性職員も取得可能。
- ・ 子の看護の場合
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する非常勤職員に対し、1 年度につき 5 日以内。勤務日数・期間により対象者を限定。
- ・ 生理日の場合
必要と認められる期間
- ・ 負傷又は疾病の場合
公務上の場合：必要と認められる期間
私傷病の場合：1 年度につき 10 日以内。勤務日数・期間により対象者を限定。
- ・ 骨髄移植の場合
必要と認められる期間

臨時・非常勤職員の休暇等について

	年次休暇	公民権行使等	産前・産後	育児時間	生理日	忌引	子の看護	負傷又は疾病
臨時・非常勤職員に適用される労働基準法上の規定	◎	○	○	○	○	規定なし	規定なし	規定なし
<参考> 国の非常勤職員の場合	◎	◎	●	● (保育時間)	●	◎ (対象者の限定あり)	● (対象者の限定あり)	● (私傷病の場合、対象者の限定あり)

◎:有給

○:有給又は無給

●:無給

休暇等に関する関係規定

○ 地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

- 第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。
- 2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。
- 3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 5 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）（平成六年六月五日 自治能第六五号 別紙）

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

- 第二十条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

○ 労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）

（公民権行使の保障）

- 第七条 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

（年次有給休暇）

- 第三十九条 使用者は、その雇入れの日から起算して六箇月間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した十労働日の有給休暇を与えなければならない。
- ② 使用者は、一年六箇月以上継続勤務した労働者に対しては、雇入れの日から起算して六箇月を超えて継続勤務する日（以下「六箇月経過日」とい

う。)から起算した継続勤務年数一年ごとに、前項の日数に、次の表の上欄に掲げる六箇月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。ただし、継続勤務した期間を六箇月経過日から一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全労働日の八割未満である者に対しては、当該初日以後の一年間においては有給休暇を与えることを要しない。

六箇月経過日から起算した継続勤務年数	労働日
一年	一労働日
二年	二労働日
三年	四労働日
四年	六労働日
五年	八労働日
六年以上	十労働日

- ③ 次に掲げる労働者（一週間の所定労働時間が厚生労働省令で定める時間以上の者を除く。）の有給休暇の日数については、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による有給休暇の日数を基準とし、通常の労働者の一週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数（第一号において「通常の労働者の週所定労働日数」という。）と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して厚生労働省令で定める日数とする。
- 一 一週間の所定労働日数が通常の労働者の週所定労働日数に比し相当程度少ないものとして厚生労働省令で定める日数以下の労働者
- 二 週以外の期間によつて所定労働日数が定められている労働者については、一年間の所定労働日数が、前号の厚生労働省令で定める日数に一日を加えた日数を一週間の所定労働日数とする労働者の一年間の所定労働日数その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める日数以下の労働者
- ④ 使用者は、前三項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- ⑤ 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項から第三項までの規定による有給休暇を与える時季に関する定めをしたときは、これらの規定による有給休暇の日数のうち五日を超える部分については、前項の規定にかかわらず、その定めにより有給休暇を与えることができる。
- ⑥ 使用者は、第一項から第三項までの規定による有給休暇の期間について

は、就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより、平均賃金又は所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払わなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、その期間について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十九条第一項に定める標準報酬日額に相当する金額を支払う旨を定めたときは、これによらなければならない。

- ⑦ 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業をした期間並びに産前産後の女性が第六十五条の規定によつて休業した期間は、第一項及び第二項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。

（産前産後）

第六十五条 使用者は、六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に 出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

- ② 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。
- ③ 使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。

第六十六条 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、第三十二条の二第一項、第三十二条の四第一項及び第三十二条の五第一項の規定にかかわらず、一週間について第三十二条第一項の労働時間、一日について同条第二項の労働時間を超えて労働させてはならない。

- ② 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、第三十三条第一項及び第三項並びに第三十六条第一項の規定にかかわらず、時間外労働をさせてはならず、又は休日に労働させてはならない。
- ③ 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、深夜業をさせてはならない。

（育児時間）

第六十七条 生後満一年に達しない生児を育てる女性は、第三十四条の休憩時間のほか、一日二回各々少なくとも三十分、その生児を育てるための時間を請求することができる。

- ② 使用者は、前項の育児時間中は、その女性を使用してはならない。

（生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置）

第六十八条 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない。

○ 労働基準法施行規則（昭和二十二年八月三十日厚生省令第二十三号）

第二十四条の三 法第三十九条第三項 の厚生労働省令で定める時間は、三十時間とする。

② 法第三十九条第三項 の通常の労働者の一週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数は、五・二日とする。

③ 法第三十九条第三項 の通常の労働者の一週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して厚生労働省令で定める日数は、同項第一号 に掲げる労働者にあつては次の表の上欄の週所定労働日数の区分に応じ、同項第二号 に掲げる労働者にあつては同表の中欄の一年間の所定労働日数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に雇入れの日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数とする。

週所定労働日数	一年間の所定労働日数	雇入れの日から起算した継続勤務期間						
			六箇月	一年六箇月	二年六箇月	三年六箇月	四年六箇月	五年六箇月
四日	百六十九日から二百十六日まで	七日	八日	九日	十日	十二日	十三日	十五日
三日	百二十一日から百六十八日まで	五日	六日	六日	八日	九日	十日	十一日
二日	七十三日から百二十日まで	三日	四日	四日	五日	六日	六日	七日
一日	四十八日から七十二日まで	一日	二日	二日	二日	三日	三日	三日

④ 法第三十九条第三項第一号 の厚生労働省令で定める日数は、四日とする。

⑤ 法第三十九条第三項第二号 の厚生労働省令で定める日数は、二百十六日とする。

<国家公務員の非常勤職員に係る休暇等>

○ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年六月十五日法律第三十三号）

（非常勤職員の勤務時間及び休暇）

第二十三条 常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間及び休暇に関する事項については、第五条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して人事院規則で定める。

○ 人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）

（趣旨）

第一条 この規則は、勤務時間法第二十三条（育児休業法第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する常勤を要しない職員（以下「非常勤職員」という。）の勤務時間及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（年次休暇）

第三条 各省各庁の長は、人事院の定める要件を満たす非常勤職員に対して人事院の定める日数の年次休暇を与えなければならない。

2 前項の年次休暇については、その時期につき、各省各庁の長の承認を受けなければならない。この場合において、各省各庁の長は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

（年次休暇以外の休暇）

第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第五号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

一 非常勤職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

二 非常勤職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

三 非常勤職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等（以下「災害等」という。）により出勤することが著しく困難であると認められる場合 災害等により勤務場所に赴くことが著しく困難であると認められる状態となった日（勤務中若しくは勤務が終了した後その日に当該状態となった場合（当該状態となった後その日に出勤することを要しない場合に限る。）又は勤務時間が定められていない日若しくは全日にわたり法令の規定に基づき職務に専念する義務が免除されている日に当該状態となった場合にあつては、当該状態となった日の翌日）から連続する三日の範囲内の期間

- 四 地震、水害、火災その他の災害時において、非常勤職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合必要と認められる期間
- 五 非常勤職員の親族(人事院の定める親族に限る。)が死亡した場合で、非常勤職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 人事院の定める期間
- 2 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員(第四号及び第七号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。
- 一 六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定である女子の非常勤職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- 二 女子の非常勤職員が出産した場合 出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間(産後六週間を経過した女子の非常勤職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
- 三 生後一年に達しない子を育てる非常勤職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 一日二回それぞれ三十分以内の期間(男子の非常勤職員にあつては、その子の当該非常勤職員以外の親が当該非常勤職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、一日二回それぞれ三十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
- 四 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する非常勤職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。第七号において同じ。)において五日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間)の範囲内の期間
- 五 女子の非常勤職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- 六 非常勤職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- 七 非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前二号に掲げる場合を除く。) 一の年度において十日の範囲内の期間
- 八 非常勤職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 3 前二項の休暇(前項第一号及び第二号の休暇を除く。)については、人事院の定めるところにより、各省各庁の長の承認を受けなければならない。